

「外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款」の一部変更について
2022 年 12 月 29 日より「外貨 MMF（マネー・マネジメント・ファンド）累積投資約款」
の一部改訂を行います。

詳しくは以下の新旧対照表をご確認ください。

旧	新
（取得の申込み、時期及び価額） 第 5 条 お客様は、外貨MMFの取得を 申し込む場合、申込金額とその払込通貨を 明示して、所定の手続きによりこれを行う ものとします。 2 当社は、お客様から取得の申込みが取 引日の<u>正午</u>までに行われ、かつ当社所定の 事務処理 が完了した場合は当日を、<u>正午</u>を 過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日と して取扱います。 また、お客様から取引日以外の日に取得の 申込みがあった場合、その翌取引日に当該 申込みがあったものとして取扱います。 （省略） （返 還） 第 7 条 当社は、お客様から返還の請求 が取引日の<u>正午</u>までに行われ、かつ当社所 定の事務処理が完了した場合は当日を、<u>正 午</u>を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還 請求日として、当該返還請求日の1口当た りの純資産価格をもってこれを換金し、そ の翌取引日に U.S.ドル又はその円貨相当 額の金銭をお支払いすることにより返還し ます。また、お客様から取引日以外の日に 返還の請求があった場合、その翌取引日に 当該請求があったものとして取扱います。 なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を 控除後上記に準じてお支払いします。	（取得の申込み、時期及び価額） 第 5 条 お客様は、外貨MMFの取得を 申し込む場合、申込金額とその払込通貨を 明示して、所定の手続きによりこれを行う ものとします。 2 当社は、お客様から取得の申込みが取 引日の<u>午後 2 時</u>までに行われ、かつ当社所 定の事務処理 が完了した場合は当日を、<u>午 後 2 時</u>を過ぎて行われた場合は翌取引日を 申込日として取扱います。 また、お客様から取引日以外の日に取得の 申込みがあった場合、その翌取引日に当該 申込みがあったものとして取扱います。 （省略） （返 還） 第 7 条 当社は、お客様から返還の請求 が取引日の<u>午後 2 時</u>までに行われ、かつ当 社所定の事務処理が完了した場合は当日 を、<u>午後 2 時</u>を過ぎて行われた場合は翌取 引日を返還請求日として、当該返還請求日 の1口当たりの純資産価格をもってこれを 換金し、その翌取引日に U.S.ドル又はその 円貨相当額の金銭をお支払いすることによ り返還します。また、お客様から取引日以 外の日に返還の請求があった場合、その翌 取引日に当該請求があったものとして取扱 います。なお、果実の返還は、所定の国内源 泉税を控除後上記に準じてお支払いしま す。

